厚生労働省カリキュラム準拠　要約筆記者養成テキスト　第２版

第1～8刷用

**正　誤　表**

 （一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

（特非）全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

【上巻】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 正誤箇所 | 誤 | 正 |
| P.12 | 上から6行目 | 意思疎通を図ることが困難な | 意思疎通を図ることに支障がある |
| P.14 | 上から24行目 | 補装具給付事業があり、 | 補装具費の支給があり、 |
| P.14 | 上から29行目 | 日常生活用具給付事業 | 日常生活用具給付等事業 |
| P.14 | 上から30行目～31行目 | 「要約筆記者養成派遣事業」「広域派遣事業」 | 「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業」 |
| P.14 | 上から34行目～36行目 | 日常生活用具給付事業は、「自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的」 | 日常生活用具給付等事業は、「障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的」 |
| P.20 | 上から17行目 | 市町村に | 都道府県・指定都市に |
| P.73 | 上から31行目～32行目 | 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律の成立 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の成立 |
| P.86 | 欄外4行目 | ニ、我邦ニ | ニ、此邦ニ |
| P.87 | 上から29行目 | 「すべての身体障害者は社会を構成する | 「すべて身体障害者は、社会を構成する |
| P.87 | 欄外２つめ上から5行目～6行目 | もってその福祉を図ることを | もつて身体障害者の福祉を図ることを |
| P.89 | 欄外1つめ上から12行目 | 機会が与えられるように、 | 機会が確保されるように、 |
| P.92 | 上から29行目 | 「障害者政策委員会等」が | 「障害者政策委員会」が |
| P.93 | 欄外2つめ | 追記 | 障害者虐待防止法国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。2012年10月１日施行。 |
| P.93 | 欄外3つめ | 追記 | 合理的配慮の提供の義務化障害者差別解消法は2021年５月に改正され、これまで努力義務だった民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。 |
| P.95 | 上から2行目～3行目 | 「すべての人に保障される人権が、等しく障害者にも認められ、障害者の社会参加を進める」ということ | 「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」 |
| P.95 | 上から11行目 | にもとづく差別、 | に基づく差別、 |
| 【下巻】 |
| P.63 | 上から12行目 | ・守秘義務を順守すること | ・守秘義務を遵守すること |
| P.81 | 上から28行目 | 申請などを優先させます（環側面）。 | 申請などを優先させます（環境面）。 |